

〈 構造設備に関する基準の主な変更点 〉 令和3年10月1日施行

項目	変更後	変更前
気泡発生装置等の基準を規定	<p><u>点検・清掃・排水ができる構造</u> ※<u>既存施設には、適用しない。</u> <u>ただし、増築、改築又は大規模修繕をずる場合には、適用する。</u></p>	規定なし

〈 衛生措置、風紀に関する基準の主な変更点 〉 令和4年1月1日施行

項目	変更後	変更前
貯湯槽の対象を拡大	<p><u>水道水、井戸水、温泉等</u> 点検：随時行う 消毒：1年に1回以上行う 清掃：1年に1回以上行う</p>	<p>温泉法に規定する温泉 点検：随時行う 消毒：1年に1回以上行う 清掃：1年に1回以上行う</p>
モノクロロミン消毒時の濃度を規定	<p><u>3mg/L 以上</u></p>	規定なし
実施状況記録の対象を拡大	<p><u>貯湯槽※、浴槽水の清掃、消毒、検査等の実施状況記録</u> （3年間保存） ※貯湯槽の対象拡大を含む</p>	<p>貯湯槽、浴槽水の清掃、消毒、検査等の実施状況記録 （3年間保存）</p>